

# 富士宮市民文化会館 備品利用料金表

分類	名称	単位	大ホール	小ホール	練習室	その他	摘要
舞台設備	所作台	一式	7,700				
	平台	1枚	160	160	160	160	箱足・開足を含む
	緋毛せん	1枚	220	220	220	220	
	長座布団・高座用座布団	1枚	110	110	110	110	
	大太鼓	一式	550	550			
	金屏風	1双	1,100	1,100	1,100	1,100	
	指揮者台	一式	220	220	220	220	譜面台を含む
	譜面台	1台	50	50	50	50	
	紗幕	1枚	770				
	上敷	1枚	220	220	220	220	
	地絆	1枚	550				
	演台	1台	540	280	280	280	
	花台	1台	180	110	110	110	
	司会台	1台	180	120	120	120	
	めくり台	1台	110	110	110	110	
	長机	1台	110				
	スタッキングチェア	1脚	50				
	オーケストラチェア	1脚	50	50			
	コントラバスチェア	1脚	290	290			
	ホワイトボード	1台	290				
照明設備	花道フットライト	1列	660				
	フットライト	1列	1,150				
	ロアーホリゾントライト	1列	1,650	490			
	ボーダーライト	1列	1,150	490			
	天井反射板ライト	1列	1,150				
	天井反射板ストリップライト	1列	770				
	アッパー ホリゾントライト	1列	2,470	490			
	センターピンスポットライト	1台	3,300	1,650			
	フォロースポットライト	1台	1,650				
	カラーシート	1枚	20	20			
	スタンド	1台	50	50			
	ハイスタンド	1台	110	110			
	ミラーボール	1台	820	820			
	効果機（本体・スポット）	1台	1,320	1,320			附属品を含む
	スポットライト0.5KW	1台	110	110			
	スポットライト1.0KW	1台	220	220			
	スポットライト1.5KW	1台	330				
	バー ライト	1台	330	330			
	ソース フォー10°	1台	330	330			
	ソース フォー26° &36°	1台	330	330			
	LEDソース フォー	1台	490	490			
	ITO	1台	330	330			
	絵夢 ライト	1台	330	330			
	エリス ポット ライト	1台	330	330			

	プリモスポットライト	1台	330	330		
	オーロラマシン	1台	770	770		
	波のマシン	1台	770	770		
	ストロボ	1台	770	770		
	星球	1式	770	770		
	照明コンセント使用	1KW	110	110		
音響装置	音響装置一式	一式	2,200	1,650		
	マイクロホン（コンデンサ型）	1本	770	770		
	マイクロホン（ダイナミック型）	1本	550	550		
	マイクロホン（ワイヤレス型）	1本	1,100	1,100		
	マイクロホン（ステレオ）	1本	1,540	1,540		
	テープレコーダー	1台	820	820		
	メディアプレイヤー・レコーダー	1台	820	820		
	エレベーターマイク	一式	1,100			マイクロホン附属
	三点吊りマイク装置	一式	550			
	サブミキサー	1台	1,650	1,650		
	ステージスピーカー	一式	1,100	1,100		
	ハネ返りスピーカー	1台	330	330		
	マイクロホンスタンド	1台	50	50		
	音響コンセント使用	1KW	110	110		
その他	音響反射板	一式	5,500	1,730		小ホールは移動式
	フルコンサートピアノ（D274）	1台	11,000			スタインウェイ
	フルコンサートピアノ（CF）	1台	4,400			ヤマハ
	セミコンサートピアノ（CF6）	1台		5,500		ヤマハ
	セミコンサートピアノ（C7）	1台		2,200		ヤマハ
	100インチスクリーン	一式	400	400	400	自立
	250インチスクリーン	一式	1,530	1,530		吊り下げ
	電動スクリーン	一式	1,100			
	プロジェクター	1台	600	600	600	600
	PAパック	1台			600	600
	シャワー室	1室	550			
	コンセント使用	1KW	110	110		

#### 【備考】

- 1 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 2 使用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
- 3 使用料は、午前・午後及び夜間の時間帯ごとに徴収する。
- 4 使用許可時間外の超過使用料は、30分につき使用料の30分に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は30分とみなす。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。